

小・中学生平和作文コンクールの入賞作品を表彰しました

市では、平和事業の一環として、平和の尊さを学び、子どもたちの平和に対する思いや考えを発表する「小・中学生平和作文コンクール」を毎年実施しています。

平成28年度のコンクールには、小学生の部に9校43作品、中学生の部に5校150作品合わせて193作品の応募があり、12月5日、それぞれの部で入賞した皆さんを表彰しました。

入賞作品は冊子にまとめ図書館や公民館などへ配架するほか、市ウェブサイトにも掲載します。

- 配架場所
 - ①大崎市図書館
 - ②松山公民館
 - ③三本木公民館
 - ④鹿島台公民館
 - ⑤岩出山公民館
 - ⑥鳴子公民館
 - ⑦沼部公民館
- ※大崎市図書館は、7月頃の新図書館開館に合わせて配架します。

■中学生の部



中学生の部で受賞した皆さん

最優秀賞 (1人)	▶ 本当の戦争を知って 高橋 梨咲さん(鳴子中学校2年生)
優秀賞 (4人)	▶ 歴史を学び、平和について思う事 大泉 りささん(三本木中学校3年生)
	▶ 「平和」とは何か 遠山 美帆さん(松山中学校3年生)
	▶ 平和な世界 田口 ほのかさん(松山中学校3年生)
	▶ 平和 齋藤 彩花さん(古川北中学校1年生)

■小学生の部



小学生の部で受賞した皆さん

最優秀賞 (1人)	▶ 私が思う平和な世界 佐藤 心彩さん(古川第五小学校6年生)
優秀賞 (4人)	▶ 平和な未来へ 島尾 七佳さん(古川第二小学校5年生)
	▶ もっともっと学びたい 須藤 由宇さん(古川第四小学校6年生)
	▶ 平和な日々に感謝 門間 百桃さん(西古川小学校6年生)
	▶ 黙とうの意味をさがして 菅原 千鶴さん(古川第五小学校6年生)

固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう

平成29年1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産)を所有している法人および個人は、1月31日(日)までに固定資産税(償却資産)の申告をしてください。前年度までの申告者には申告書を発送しています。電子申告は地方税ポータルシステムのウェブサイト(https://www.eitax.jp)を確認してください。

■申告場所

税務課、各総合支所市民福

■申告期限
1月31日(火)

■対象となる主な資産
小売業 商品陳列ケース、陳列棚 冷蔵庫など
農業 農業機械、土木作業機械など
※軽自動車税や自動車税の課税対象となる資産は除きます。

不動産賃貸業 駐車場舗装、フェンスなど

2016みやぎふるさとCM大賞で、大崎市の作品が「演技賞」を受賞！ -大崎市CM が年間20回無料放送-



11月29日(火)、仙台市内で行われた「2016みやぎふるさとCM大賞」公開審査会で、本市から出品した「元気回復！大崎市」が、「演技賞」を受賞し、年間20回のCM無料放送権を獲得しました。審査会の模様は、1月3日(火)、KHB東日本放送で放映される予定です。

各計画に対する皆さんからの意見を募集します

各問い合わせ先

それぞれの計画に対する、皆さんからの意見を聞かせてください。計画の詳細は、左記の各窓口や市ウェブサイト「パブリックコメント」(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29.html)を確認できます。

■共通

- ①市ウェブサイトでの閲覧
- ②窓口での閲覧
- 市政情報センター(市役所 東庁舎1階市政情報課内)
- 市政情報コーナー(各総合支所地域振興課内)
- 各担当課の窓口
- 応募対象者

市内に居住または勤務している人、市内に事業所を有する個人または法人
■意見の提出方法
市ウェブサイトに掲載している意見書用紙か任意の様式に、各計画案に対する意見と氏名(名称)、住所、連絡先(電話番号、Eメールアドレス)な

ど(を必ず記載し、指定の提出先に提出してください。
※匿名、電話での意見には応じられません。あらかじめご了承ください。

大崎市公共施設等総合管理計画(画案)

公共施設などの総合かつ計画的な管理に向け、計画の策定を進めています。

■意見の提出期間

1月12日(木)～1月31日(火)
※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、1月31日(火)の消印有効となります。

■意見の提出先

意見は、財政課に持参、ファクス、Eメール(件名を「大崎市公共施設等総合管理計画への意見」と明記のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。
あて先
〒989-1618

大崎市古川七日町1番1号
大崎市総務部財政課管財担当
☎241819
zaisei@city.osaki.miyagi.jp
財政課管財担当 ☎235177

大崎市立地適正化計画(画案)

居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、誘導策などを定めることで集約型市街地の形成を推進するため、計画の策定を進めています。

■意見の提出期間

1月13日(金)～2月1日(水)
※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、2月1日(水)の消印有効となります。

■意見の提出先

意見は、都市計画課都市計画係に持参、ファクス、Eメール(件名を「大崎市立地適正化計画への意見」と明記)のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒989-1618
大崎市古川七日町1番1号
大崎市建設部都市計画課都市計画係 ☎29454
toshi@city.osaki.miyagi.jp

■説明会

- ① 1月13日(金) 19時～
市役所本庁舎北会議室2階
- ② 1月16日(月) 19時～
三本木総合支所
- ③ 1月17日(火) 19時～
岩出山総合支所
- ④ 1月18日(水) 19時～
鳴子公民館
- ⑤ 1月20日(金) 19時～
鹿島台総合支所
- ⑥ 1月23日(月) 19時～
松山総合支所
- ⑦ 1月24日(火) 19時～
沼部公民館

都市計画課都市計画係

☎238069

都市再生整備計画(大崎市中心市街地地区)事後評価原案

第一期都市再生整備計画(大崎市中心市街地地区)に基づ

び、平成28年度完了を目標にまちなかの整備を行っています。

■意見の提出期間

1月13日(金)～2月1日(水)
※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、2月1日(水)の消印有効となります。

■意見の提出先

意見は、都市計画課まちなか整備推進室に持参、ファクス、Eメール(件名を「都市再生整備計画への意見」と明記)のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。
あて先
〒989-1618
大崎市古川七日町1番1号
大崎市建設部都市計画課まちなか整備推進室 ☎29454
toshi@city.osaki.miyagi.jp

都市計画課まちなか整備推進室 ☎238069

